

青森県報

第二千三百九十二号

平成十六年
十月十五日
(金曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

東津軽郡三厩村大字宇鉄字龍浜五九の一六、五九の四二、一〇四の地先公有水面埋立地 二六七・一五平方メートル

青森県告示第六百二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、佐井村長から佐井村の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十六年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

下北郡佐井村大字佐井字湯ノ川越一七四、一七五、一七七、一七九、一八五、二〇三から二〇五までに隣接する国有林で、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十一條第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の一の点から一までの点を順次連結する線及び一の点と一の点を結ぶ線で囲まれる区域を大字佐井字湯ノ川越に編入する。
下北郡佐井村大字佐井字湯ノ川越

一	点	X 座標	+ 一五八二六二・七四メートル
		Y 座標	+ 二〇七六・四一メートル
二	点	X 座標	+ 一五八二五四・〇五メートル
		Y 座標	+ 二〇七六・九七メートル
三	点	X 座標	+ 一五八三三八・〇三メートル
		Y 座標	+ 二一〇六・八八メートル
三	点	X 座標	+ 一五八三三四・一三メートル
		Y 座標	+ 二一五・〇二メートル
四	点	X 座標	+ 一五八三二五・六五メートル
		Y 座標	+ 二二三二・七三メートル
五	点	X 座標	+ 一五八二二六・二八メートル
		Y 座標	+ 二四一・四一メートル
六	点	X 座標	+ 一五八三二二・六五メートル
		Y 座標	+ 二二四八・三五メートル

目次

告 示

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更……	(市 興町 課) …… 一
字区域の変更……	(同) …… 一
結核予防法による医療機関の指定……	(保健衛生課) …… 二
漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……	(団 体 経 営 改 善 課) …… 二
飼料の試験の結果の概要……	(畜 産 課) …… 二
公 告	
政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……	(総務学事課) …… 三
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……	(県 民 生 活 政 策 課) …… 三

告 示

青森県告示第六百二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、三厩村長から三厩村の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を三厩村大字宇鉄字龍浜に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十六年十月十五日

七	点	X座標	+ 一五八二二六・六五メートル
		Y座標	+ 二二五三・五五メートル
八	点	X座標	+ 一五八三三七・一五メートル
		Y座標	+ 二二五五・四二メートル
八	点	X座標	+ 一五八二四〇・四二メートル
		Y座標	+ 二二四九・五九メートル
八	点	X座標	+ 一五八二四六・五四メートル
		Y座標	+ 二二三八・六九メートル
九	点	X座標	+ 一五八二五六・一四メートル
		Y座標	+ 二二二一・五八メートル
一〇	点	X座標	+ 一五八二六三・一二メートル
		Y座標	+ 二二一九・七六メートル
一〇	点	X座標	+ 一五八二六二・三五メートル
		Y座標	+ 二二一一・四一メートル
一一	点	X座標	+ 一五八二六一・二三メートル
		Y座標	+ 二〇九九・三三メートル

青森県告示第六百三十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十六年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	ひまわり薬局城東店
所在地	弘前市大字福村字新館添一四の二
指定年月日	平成一六・一〇・一

青森県告示第六百三十一号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設

定）の一部を次のように改正する。

平成十六年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表三沢区域の項を次のように改める。

三沢区域 三沢市漁業協同組合 の地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 総トン数二トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として刺網漁業 2 総トン数二トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかづり漁業 3 総トン数二トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてほっき貝けた網漁業 4 総トン数二トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から3に掲げる漁業以外の漁業 5 小型定置漁業と内水面以外の水面において網漁具を水深二十七メートル以上の水中に定置して主としてさけ又はますをとる漁業（以下「さけ・ます定置漁業」という。）を併せ営む漁業
--------------------------	---

三の表三沢区域の項を削る。

青森県告示第六百三十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成十六年九月七日及び十三日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十六年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要													違 反 の 内 容					
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化シッ率 %	T D N %	M E kcal/kg	その他 の査 水分%							
有限会社島守水産加工所 八戸市大字市川町字 下揚49 9	同左	65%水産ミール シマミール	16.9	68.2						13.8	0.2							10.5				
				ニル中印種豚飼育用配合飼 料ニルパブー	16.9	15.7	4.7	1.09	0.81	3.2	6.1			75.2						13.5		
				ニル中印大さう用配合飼料 大さ名人	16.9	15.1	3.8	1.49	0.54	3.6	6.2				2.840					13.1		
				ニル中印肉豚肥育用配合飼 料 E M E ー G ー ル F	16.9	13.6	2.6	0.49	0.32	2.4	3.2			77.0							12.8	
				ニル中印ブロイラー肥育後 期用配合飼料 さわやかチキソ C	16.9	19.2	6.7	0.90	0.52	1.8	4.8				3,180						12.5	
		ニル中印配合飼料 ブロイラー一種鶏成鶏後期	16.9	15.2	4.0	3.68	0.52	2.9	11.5									2,760	12.3			

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

政府調達に係る苦情の申立つげなかつた。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成十六年七月から同年九月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成十六年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十六年十月一日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人つがる夢庭志仙会
- 三 代表者の氏名
荒谷 政志
- 四 主たる事務所の所在地
西津軽郡柏村大字下古川字絹川一―一の三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、柏村及び周辺市町村民に対して、農村景観の維持発展・地域活性化を図る事業、高齢者の福祉の増進を図る事業を行うことによって、地域福祉の向上及び社会全体の利益に寄与することを目的とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭